別記様式第６号（省令第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 解体工事業登録事項変更届出書  この届出書により、次のとおり変更の届出をします。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者  　　兵　庫　県　知　事　　様 | | | | | |
| フリガナ  商業、名称又は氏名 | |  | | | |
| 住　　所 | | 郵便番号（　　－　　）  電話番号（　　）　－ | | | |
| 法人である場合の  フリガナ  代表者の氏名 | |  | | | |
| 登録番号 |  | | | | |
| 登録年月日 |  | | | | |
| 変更に係る事項 | | | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|  | | |  |  |  |

|  |
| --- |
| 《記入要領》  　１　「商号、名称又は氏名」、「住所」、「法人である場合の代表者の氏名」、「登録番号」、「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入する。  　２　「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入する。  　３　「変更前」及び「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入する。  　４　「変更年月日」の欄には、変更があった実際の日付を記入する。 |

別記様式第２号（省令第４条関係）

|  |
| --- |
| 誓　　約　　書  登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、  建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２４条第１項各号に  該当しないものであることを誓約します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者  　　　兵　庫　県　知　事　　様 |

|  |
| --- |
| 《記入要領》  　１　誓約書は、申請書の氏名を記入する。申請者が法人である場合は、商号又は名称、代表者の氏名を記入する。  　　　申請書を提出する年月日、兵庫県知事あてを記入する。  　２　申請者が解体工事業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合、申請者の下に法定代理人の氏名を記入する。 |

別記様式第３号（省令第４条関係）

実　務　経　験　証　明　書

　下記の者は、解体工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　証明者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 技術管理者の氏名 |  | | 生年月日 |  | 使用された期間 | 年　　　　月から  　　　　　年　　　　月まで | |
| 使用者の商号  又 は 名 称 |  | | | |
| 職　　名 | 実務経験の内容 | | | | | 実務経験年数 | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
| 使用者の証明を得ることができない場合 | その理由 |  | | | | 合計　満　　　年　　　月 | |
| 証明者と被証  明者との関係 |  |

　記載要領

　　　１　この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

　　　２　「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

|  |
| --- |
| 《記入要領》  　１　「実務の経験」とは、解体工事に関する技術上の経験で、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事に携わった経験をいう。  　　　ただ単に解体工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、解体工事に関する技術習得のための見習における技術的経験も含めて取り扱うものとする。  　２　「証明者」の欄には、技術管理者の実務経験を証明する者（原則として、技術管理者の使用者）の氏名を記入する。使用者の証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄に、その理由を記載して、技術管理者の実務経験を証明できる使用者以外の者の証明とすることができる。  　３　「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名と生年月日を記入する。  　４　「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入する。  　５　「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の記載した使用者に雇用されていた期間を記入する。  　６　「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名を記入する。  　７　「実務経験の内容」の欄には、「職名」の欄に記載した職に従事した期間内において、解体工事に携わった実務の経験を具体的に記入する。例えば、工事名及びどのような種類の構造物の解体であったのかが明らかになるように記入。  　８　「実務経験年数」の欄には、「職名」の欄に記載した職に従事した期間内において、解体工事に係る経験期間を記入する。これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記入する。この合計年数が表に示す必要な実務経験年数を満たす必要がある。ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しない。  　９　必要となる実務経験年数を満たしておれば、技術管理者が経験した解体工事の実務経験の内容をすべて記入する必要はない。所定の用紙内に記入しきれないときは、適宜用紙を追加して、必要となる実務経験年数に達するよう記入する。  　10　「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記入された者と「証明者」の欄に記入された者とが異なる場合をいう。この場合、「その理由」の欄には、「会社解散のため」、「事業主死亡のため」等の理由を記入する。  　11　「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者から見た被証明者（技術管理者）との関係を記入する。具体的には、社員、従業員等。 |

別記様式第４号（省令第４条関係）

　 法人の役員

登録申請者　　本人　　　の調書

　　　　　　　　　　　法定代理人

　　　　　　　　　　　　　　　　　法定代理人の役員

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現住所 | | 郵便番号（　　－　　）  　　　　電話番号（　　）　　－ | | | |
| フリガナ  商号、名称又は氏名 | | |  | 生年月日 |  |
| 賞罰 | 年　月　日 | | 賞罰の内容 | | |
|  | |  | | |
|  | |  | | |
|  | |  | | |
| 上記のとおり相違ありません。  　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 | | | | | |

　備　　考

　　　　　１ 　 法人の役員に ついては、不要なものを消すこと。

　　本人

　　 法定代理人

　　　　　　　　 法定代理人の役員

　　　　　２　総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

　　　　　３　「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

　　　　　４　「賞罰」の欄には、行政処分等についても、記載すること。

|  |
| --- |
| 《記入要領》  　１　「現住所」、「氏名」、「生年月日」の各欄には、その書面において記そうとする者について記入する。登録申請者が法人であるときの本人の調書については、「生年月日」の欄は空白とする。また、「氏名」の欄には、カタカナで振り仮名を付す。  　２　相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さず、また、これらの者の署名も要しない。  　３　「賞罰」の欄には、解体工事等に関する行政処分又は行政罰、その他の賞罰について記入する。該当する賞罰がない場合は、「なし」と記入する。 |